

新型肺炎かも…休んだら賃金は?

職場で新型コロナウイルスの感染を警戒し、疑わしい症状があれば自宅療養や待機を促す企業が増えています。働き手が休んだら賃金はどうなるのか、関連するルールを確認しました。（滝沢卓、内山修、志村亮）

働き手自身の判断で仕事を休む場合、まずは有給休暇(文休)を取る選択肢がある。文字通り「賃金が支給される休暇」で、労働基準法が労働者の権利として認めている。有休をめぐっては、自民党の佐藤正久院議員が2月17日付のツイッターに、感染対策の文脈で「正規は有給休暇はあっても、非正規の方々にはありません」と書き込んだ。非正規雇用労働者に目配りする必要性を訴える意図があつたようだが、「デマを広めるなど批判があがつた。有休は正規雇用・非正規雇用どちらに雇用形態に関わらず、いついた日数や時間に応じて付与される仕組みだからだ。

週5日働くフルタイム勤務なら、雇われてから半年間、働くべき「所定労働日」の8割以上勤務すれば、10日間の

有休は 国は現在、感染対策で「不要不急の集まり」を控えるよう呼びかけている。風邪の症

有休の権利を得られる。パートやアルバイトでも週の勤務日数や勤続年数に応じて得ることができる。例えば、週1日の勤務でも、半年間働けば10日以上の有休が付与される労働者に年5日の有休を取得させることができ使用者に義務づけられる。1日の有休が発生する。2019年4月からは、年

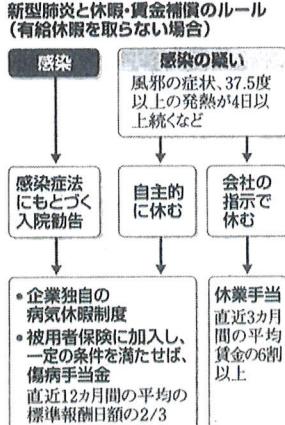
罰則もある。されど、企業が感染拡大を防ぐことを理由に、社員無理やり有休を取りさせた場合、法律違反になる。有休あくまでも、働き手自身が始めた時に会社が与えなければならぬからだ。

支給される。業務外のがんばり病気で仕事ができなくなつたときの生活を支援する組合みで、直近12カ月平均の標準報酬日額の3分の2が払われれる。ただし、休んでいた間に原則として賃金を受け取つていいなどの条件を満たす必要がある。

会社指示の場合 雇用形態問わず

休業手当は

休業手当は 業には、30万円以下の罰金が科せられる。
これに対し、会社の指示で仕事を休んだ場合、賃金はどうなるのか。
**労働基準法は、会社側の都合で休ませた場合、会社が「休業手当」を払うと定めている。正規、非常規といった雇用形態には関係なく、その人との直近3ヵ月間の賃金総額をその期間の総日数で割った平均賃金の6割以上を支払わなければいけない。違反した企
会社の指示ではなく、自分**



休校対応は

非正規含め助成金で手当

安倍晋三首相が突然打ち出した全国の小中高校と特別支援学校への休校要請を受けて、働き手らからは、子どもたちの世話を仕事を休まざるを得ず、収入が減ることを不安がる声が出ている。

首相は29日の記者会見で「保護者の休職に伴う所得の減少にも、新しい助成金制度を創設することで、正規・非常規を問わず手当てする」と表明した。

テレワークをしながら子どもの面倒を見る働き手も多いとみられる。製造業や小売りの現場など採用しにくい職場も多いが、ツイッターでは、普及の契機になると期待する声があるが、一方、「非正規は出勤!」「非正社員は僕

「与されるノートパソコンがない」と、派遣社員などがテレワークの対象から漏れることを危惧する反応もある

一般社団法人・日本テレワーク協会によると、企業が導入済みの在宅勤務制度は正社員を対象にしていることが多い。だが、派遣社員でも、派遣会社と派遣先が結ぶ契約に勤務場所として自宅を明記するといった対応をとれば、食めることは可能という。

NTTコミュニケーションズは新型コロナウイルスの感染対策として、在宅勤務制度で月8回までとしていた上限を一時的に撤廃している。対象は正社員だけだったが、パソコンを貸与している派遣社員も加えた。